

一部事務組合下北医療センターむつ総合病院
物品管理業務（SPD業務）委託に係るプロポーザル実施要領

第1 目的

この要領は、一部事務組合下北医療センターむつ総合病院物品管理業務（SPD業務）委託に係る契約の相手方となる事業者の選定に当たり、プロポーザルの実施方法のほか、必要な事項を定める。

第2 業務概要

1 業務名

一部事務組合下北医療センターむつ総合病院物品管理業務（SPD業務）

2 当院の概要

(1) 所在地

青森県むつ市小川町一丁目2番8号

(2) 診療科（標榜診療科 23科）

内科、消化器内科、循環器内科、外科、消化器外科、心臓血管外科、産科、婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、整形外科、メンタルヘルス科、小児科、皮膚科、泌尿器科、脳神経外科、麻酔科、放射線科、リハビリテーション科、形成外科、歯科口腔外科、救急科、糖尿病内分泌内科

(3) 病床数（令和3年4月1日現在）

434床（一般376床、精神54床、感染4床）

(4) 手術件数

令和2年度 60,000件／月（全麻のみ）

令和3年6月 205件

令和3年7月 172件

令和3年8月 164件

3 業務内容

別紙仕様書のとおり。当該仕様書は一例を示したものであり、より効果的かつ効率的な運用が提案された場合、協議の上変更できるものとする。

4 業務量等

(1) 物流管理システム（SPDシステム）マスタ件数（令和3年7月31日時点）

5,645件（診療材料及び試薬）

(2) 購入金額（税込）（令和2年度）

930,029千円（診療材料及び試薬）

5 業務予定期間

令和4年6月1日から令和7年5月31日まで

第3 予算額

134,640,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

内訳 令和4年度の支払上限額 37,400,000円
令和5年度の支払上限額 44,880,000円
令和6年度の支払上限額 44,880,000円
令和7年度の支払上限額 7,480,000円

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

支払いに関して疑義が生じた場合には、双方が誠意を持って協議のうえ定める。

※本プロポーザルは令和4年度予算で契約を締結する予定であるため、令和4年度予算について議会で承認されなければ、本プロポーザルは無効とする。

第4 実施形式

公募型プロポーザル方式

第5 日程

1 公告

令和4年1月12日（水）

2 質疑提出期限

令和4年1月20日（木）午後5時まで

3 質疑回答

令和4年1月24日（月）まで随時

4 参加申込受付期間

令和4年1月24日（月）から令和4年1月28日（金）まで

（ただし、土曜、日曜及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで）

5 企画提案書等提出期間

令和4年1月31日（月）から令和4年2月18日（金）まで

（ただし、土曜、日曜及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで）

6 プレゼンテーション・ヒアリング審査

令和4年2月22日（火）（予定）

7 プロポーザル審査結果通知書の送付

令和4年3月4日（金）（予定）

第6 参加資格

《有資格者の場合》

- 1 令和2・3年度の一部事務組合下北医療センター指名競争入札参加有資格者名簿（以下、有資格者名簿という。）に登録されていること。
- 2 一部事務組合下北医療センター指名競争入札参加者指名停止要綱による指名停止を受けていないこと。

《共通》

- 3 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- 4 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていること。
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員がその役員となっている法人その他暴力団員が経営に関与していないと認められるもので、適正な競争を妨げる恐れがないと認められるもの。
- 6 青森県内の病院における物流管理業務の実績が5年以上あり、青森県内に本社、支店及び営業所を有し、緊急時において担当者は迅速な対応が可能なこと。
- 7 医療機器製造業及び医療機器販売業の許可を受けた者でないこと。また、それらと以下のような関連がないこと。
 - (1) 資本金面（一方の事業者が他方の事業者の発行済株式総数の50%以上の株式を有するか、出資総額の50%を超える出資をしていないこと。）
 - (2) 人事面（一方の事業者の代表権を有する役員が他方の事業者の代表権を有する役員を兼ねていること。）
- 8 その他、法令等に違反していないこと又は違反するおそれがないこと。

《有資格者ではない場合》

- 9 国税及び地方税について滞納がないこと。

第7 質疑応答

質疑がある場合は、次の手順により提出すること。

1 提出方法

質疑書（様式第2号）により、FAX又は電子メールで提出すること。

2 提出期限

令和4年1月20日（木）午後5時まで

3 提出先

一部事務組合下北医療センターむつ総合病院事務局 管財課用度係

FAX：0175-22-4439

電子メール：youdo@hospital-mutsu.or.jp

4 回答方法

質疑に対する回答は令和4年1月24日（月）まで随時、当院ホームページに掲載する。

5 その他

提出期限を過ぎたもの又は指定した方法以外での質問は一切受付しない。

また、本プロポーザルに関連性のない質疑については一切受付しない。

第8 参加申込手続

1 提出書類

- (1) 参加申込書（様式第1号）
- (2) 会社概要（様式第3号）
- (3) 業務実績調書（様式第4号）
- (4) 総括責任者の資格・業務実績調書（様式第5号）
- (5) 誓約書（様式第6号）
- 《有資格者ではない場合》
- (6) 法人業者にあたっては、商業法（昭和38年法律第125号）に基づく現在事項全部証明又は履行事項全部証明書
- (7) 財務諸表
申請日直前1年分に係る貸借対照表、損益計算書等
- (8) 納税証明書
国税、都道府県税及び市町村税の全てについて提出すること。
- (9) 印鑑証明書

2 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る）による。

※郵送の場合には令和4年1月28日（金）必着とする。

3 提出期間

令和4年1月24日（月）から令和4年1月28日（金）まで
ただし、土曜、日曜及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで

4 提出先

〒035-8601

青森県むつ市小川町一丁目2番8号

一部事務組合下北医療センターむつ総合病院事務局 管財課用度係

第9 参加資格の審査・審査結果の通知

この実施要領に定める資格基準に基づき審査し、当該審査結果を申込み全者に参加資格審査結果（様式第7号）により通知する。

なお、参加資格に満たないと判断された事業者は、当該通知を受けた翌日から起算して7日以内にその理由の説明を求められることができるものとする。

第10 企画提案書等の提出

参加資格を有するものは、次の要領により企画提案書を提出すること。

1 企画提案課題

(1) 提案課題1

本業務における基本的な考え方や業務の進め方、スケジュールについて提案してください。

(2) 提案課題2

業務管理責任者及び業務従事者の人員体制案、採用計及び研修計画について提案し

てください。

(3) 提案課題3

材料費のコスト削減における購買上及び管理上の手法を提案してください。

(4) 提案課題4

現行の当院職員による運用形態から委託業務へ変更することで改善できる点とその方法を提案してください。

2 提出書類の様式等の入手方法

企画提案に係る様式は、当院ホームページからダウンロードすること。

3 提出書類

(1) 企画提案書表紙（様式第8号）

※押印は正本1部のみとし、副本には押印不要（正本の写し可）

(2) 企画提案書（様式第9号参考様式）

※様式第9号参考様式については任意の様式・文量で作成しても構わないが、企画提案課題1項目につき日本産業企画A4版3ページ（又はA3版片面折込み可）を限度とし、プレゼンテーションの待ち時間等を考慮して作成すること。

(3) 業務実施（処理）体制図（任意様式）

(4) 参考見積書（様式第10号）

(5) CD-R

※上記(1)~(4)はホチキス等で一綴りにすること。

4 提出部数及び提出方法

9部（押印のある正本1部、副本8部）を持参又は郵送（書留郵便に限る）による。ただし、CD-Rは1枚とする。

5 提出期限

令和4年2月18日（金）午後5時まで

※郵送の場合には令和4年2月18日（金）必着とする。

ただし、土曜、日曜及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで

6 提出先

〒035-8601

青森県むつ市小川町一丁目2番8号

一部事務組合下北医療センターむつ総合病院事務局 管財課用度係

第11 審査方法

1 審査方法は、参加資格要件を満たす者の中から、提出された参加申込書等について書類審査、企画提案書等についてプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し、プロポーザル審査委員会が審査し、最優秀者1者と次点者1者を選定する。

2 審査項目

(1) 書類審査（70点）

ア 業務の信頼性（履行実績、専門的知識）・・・20点

- イ 企画提案書の内容・・・・・・・・・・ 40点
- ウ 参考見積価格・・・・・・・・・・ 10点
- (2) プレゼンテーション及びヒアリング審査 (130点)
 - ア 取組姿勢・・・・・・・・・・ 30点
 - イ プレゼンテーション内容・・・・ 30点
 - ウ 提案内容の有効性・・・・・・・・ 30点
 - エ 質疑等への対応力・・・・・・・・ 20点
 - オ 総合的評価・・・・・・・・・・ 20点
- 3 プレゼンテーション及びヒアリングの実施
 - 企画提案内容を明瞭化し、適切な審査に付するため、次のとおりのプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。
 - (1) 予定日時
令和4年2月22日(火)(予定)
 - (2) 実施場所
一部事務組合下北医療センターむつ総合病院 血液浄化センター2階 研修室1
 - (3) 時間設定
1者当たりプレゼンテーション20分以内、質疑10分以内、合計30分以内とする。
※実施日、実施場所、各社の開始時間は、改めて対象者に通知する。
 - (4) 実施方法
 - ア 提出した企画提案書提出書類(上記第10 3)を用いてプレゼンテーション及び質疑を行う。
 - イ 提案者の出席人数は3人以内とする。
 - ウ 提出書類と同一の内容を映写してプレゼンテーションを実施する場合、電源、プロジェクター及びスクリーンは審査委員会が用意し、パソコン等は提案者が用意すること。
 - エ プロジェクターの機種の様については事前に確認すること。
 - オ プレゼンテーション及びヒアリングは、非公開とする。

第12 審査結果

プレゼンテーション及びヒアリング審査を受けたもの全員に対し、プロポーザル審査結果通知書(様式第11号)により通知するとともに、通知書発送後当院ホームページに掲載し、公表する。

第13 契約の締結

最優秀者に対し、優先契約交渉権が与えられ、本業務の契約締結交渉を行う。最優秀者が本プロポーザル終了後に本業務参加資格を喪失した場合、又は本業務の契約交渉が不調となった場合には、本プロポーザルの次点者に契約交渉権が与えられるものとする。

なお、契約に当たっての条件は、以下のとおりとする。

- 1 審査結果通知後、受託候補者と随意契約締結の手続を開始する。
- 2 受託者は委託者が免除する場合を除き、契約締結時に本委託に係る3年間の委託料（見積金額）に36分の12を乗じて得た金額（年額相当額）の100分の10以上の契約保証金を納めるものとする。
- 3 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約とする。なお、契約の翌年度以降において、本委託における予算が当該年度における年間予定委託料総額未満に減額された場合又は削除された場合は、契約を変更又は解除することがある。

第14 その他

1 提出書類の取扱いについて

- (1) 提出されたすべての書類は返却しない。
- (2) 提出後の差替え及び加除修正は認めない。
- (3) 企画提案書の提出は1者につき1案とし、2案以上の企画提案書が提出された場合は失格とする。
- (4) 企画提案書の内容は、専門知識を持たない者でも理解できるように、わかりやすい内容にすること。
- (5) 発注者が必要と認める場合には追加資料の提出を求める場合がある。

2 失格事項について

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 実施要領等で示された提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合。
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合。
- (5) 説明会、プレゼンテーション又はヒアリングを実施した場合において、正当な理由なく欠席した場合。
- (6) 参考見積書の金額が、あらかじめ示された予算の上限額を超過した場合。

3 参加辞退について

参加表明後の辞退については、参加辞退届（任意様式）を提出すること。

4 必要経費について

提出書類の作成及び提出やプレゼンテーション参加に係る費用など必要経費は、全て提出事業者の負担とする。なお、やむを得ず本プロポーザルによる事業者選定が中止等になった場合でも、全て提出事業者が負担すること。

5 情報公開及び提供について

提出された企画提案書については、情報公開の請求があった場合、第三者に開示することがある。ただし、提出者が事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非公開となる場合があるので、この情報に該当する部

分がある場合はあらかじめ文書により申し入れすること。

なお、本プロポーザルに係る事業者の選定前において、決定に影響を及ぼす恐れのある情報については、決定後の開示とする。

6 言語及び通貨単位について

手続きにおいて使用する言語及び通貨単位については、日本語及び日本円とする。

7 審査結果について

審査の結果、選定されなかった事業者は、当該通知を受けた翌日から起算して、7日以内にその理由の説明を求めることができるものとする。

第15 問い合わせ先

一部事務組合下北医療センターむつ総合病院事務局 管財課用度係

〒035-8601

青森県むつ市小川町一丁目2番8号

電話 0175-22-2111 (内線3281)

F A X 0175-22-4439

電子メール youdo@hospital-mutsu.or.jp